

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書

## 作成要領

（2021・22年度）

（建設工事）

国立研究開発法人理化学研究所

# 目 次

<b>第 1 申請の手順</b> .....	<b>2</b>
1. 申請書類の提出.....	2
(1) 申請書類の定期受付期間等.....	2
(2) 申請書類の提出先.....	2
2. 資格審査.....	3
3. 資格認定の通知.....	3
4. 競争参加資格の有効期間.....	3
5. 申請に当たっての注意事項.....	3
<b>第 2 提出書類及び記入例等</b> .....	<b>4</b>
1. 会社及び個人営業者の場合.....	4
(1) 提出書類.....	4
(2) 提出部数.....	5
(3) 申請書類提出上の注意事項.....	5
(4) 申請書類を送付により提出する場合の注意事項.....	5
(5) 記入例.....	5
2. 事業協同組合(第 2 3 を除く)、協業組合の場合.....	1 6
3. 事業協同組合で官公需適格組合証明を受けている組合の場合.....	1 6
4. 経常建設共同企業体の場合.....	1 7
5. その他.....	2 5
<b>第 3 申請した事項の変更等の届出</b> .....	<b>2 6</b>
<b>第 4 資格審査申請の随時受付について</b> .....	<b>2 8</b>

# 第1 申請の手順

国立研究開発法人理化学研究所（以下「理研」という。）において行われる建設工事の競争に参加するには、2年に一度、文部科学省又は理研が行う競争参加資格についての認定を受ける必要があります。

文部科学省の競争参加資格審査を受ける予定又は受けている方は、文部科学省の資格を準用しておりますので、理研への競争参加資格審査申請は不要です。（重複申請は受け付けておりません。）

文部科学省の競争参加資格を受けない方は、下記に従い、理研への競争参加資格審査申請を行ってください。

## ※注意事項

理研の審査基準は文部科学省と同じですが、理研で認定された資格では文部科学省及び他の文部科学省所管法人の有資格者にはなれません。

## 1 申請書類の提出

審査を希望される方は、「第2 提出書類及び記入例等」に従って、定期の受付期間内に提出してください。

なお、定期の受付期間を過ぎた場合でも、随時に受付業務（「第4 資格審査申請の随時受付について」参照）を行います。その場合、事務処理の都合により、4月中旬以降の認定となりますので、可能な限り定期の受付期間内に申請してください。

### (1) 申請書類の定期受付期間等

2021年1月4日～2021年1月31日

（2021年1月31日の消印有効）

### (2) 申請書類の提出先

申請書類は下記の宛先に郵送により提出してください。

国立研究開発法人理化学研究所

契約業務部契約第1課

〒351-0198 埼玉県和光市広沢2-1

〈電話〉048-467-9566

〈Email〉 [riken-keiyakuchousei@riken.jp](mailto:riken-keiyakuchousei@riken.jp)

本店が外国に所在する外資系企業の場合は、日本国内において主たる業務を行う支店等から提出してください。

なお、文部科学省の資格及び理研の資格は、理研すべての事業所の共通資格となりますので、理研の各事業所への競争参加資格審査の申請は必要ありません。

## 2 資格審査

提出された書類に基づき審査を行い、資格の等級等を決定します。  
なお、理研の審査基準は文部科学省を同じです。

## 3 資格認定の通知

一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（以下、「認定通知書」という）により申請者に資格認定の通知を行います。

## 4 競争参加資格の有効期間

2021年1月31日までに資格審査申請書類（以下「申請書類」という。）を提出して、資格を認定された方の競争参加資格の有効期間は、2021年4月1日から2023年3月31日までの2年間です。

## 5 申請に当たっての注意事項

申請書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、競争参加資格の認定が受けられないか、取り消されることがありますので十分注意してください。

## 第2 提出書類及び記入例等

### 1 会社及び個人営業者の場合

#### (1) 提出書類

次の書類を、①から順にそろえて提出してください。

なお、「建設業許可番号」が総合評定値通知書の内容と変更している場合は、許可内容を証明する書類を、「本社(店)住所」、「商号又は名称」及び「代表者氏名」が総合評定値通知書の内容と変更している場合は、登記事項証明書の写しをそれぞれ提出して下さい。

- ① 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)「様式1-1、1-2」  
(P. 7、8 参照)
- ② 営業所一覧表「様式2」  
(P. 9 参照)
- ③ 建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値通知書の写し  
(以下「総合評定値通知書の写し」という。) (P. 10 参照)

【複写機等により複写された鮮明なもの】

【現時点で最新のもの(総合評定値通知書の有効期限は1年7か月)】

2018年10月30日以降を審査基準日とするもので、かつ、2018年10月30日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知書(総合評定通知書)が複数ある場合は、そのうち最新のもの。

さらに、総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入の状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類を併せて提出すること。

該当事実を証明する書類とは以下に示すいずれかの書類とする。

- ・「健康保険・厚生年金保険」領収書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
- ・「健康類件・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- ・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書の写し
- ・適用除外誓約書(P. 15 参照)

- ④ 納税証明書の写し (P. 11～13 参照)

【申請日以前の3か月以内に発行された法人税(法人の場合)又は申告所得税及び復興特別所得税(個人の場合)、消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの税務官署が発行する証明書をいう。】

- ・法人の場合：国税通則法施行規則別紙第9号書式(その3の3)
- ・個人の場合：国税通則法施行規則別紙第9号書式(その3の2)

- ⑤ 認定通知書送付用封筒(長形3号) (P. 14 参照)

【84円切手を貼り、表面に申請者の住所、商号又は名称、代表者名を記入したもの】

- ⑥ 受理通知用ハガキ (P. 14 参照)

※送付の場合のみ提出する

【63円切手を貼り、表面に申請者の住所、商号又は名称、代表者名を記入したもの】

- ⑦ 委任状「選択様式8」 (P. 15 参照)

【行政書士が申請をする場合には、申請者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状を作成して提出する。(正本を提出すること。)

なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は、委任状は不要です。】委任者に代わり、受理通知・認定通知書の受領も行う場合は、その旨を「委任状」に記載すること。

(2) 提出部数 各1部

(3) 申請書類提出上の注意事項

- ① 理研においては、1法人につき1つの資格認定をおこなっているところであり、原則として本社（店）からの申請とすること（本社（店）及び支社（店）の両方からの申請は受けることができません）。
- ② 外資系企業が申請する場合で、申請書の「08 本社（店）住所欄」については、本社（店）の所在する国名及び所在地名を記載すること。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載してください。また、申請書類の提出は日本国内において主たる業務を行う支店等から行ってください。
- ③ 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付してください。

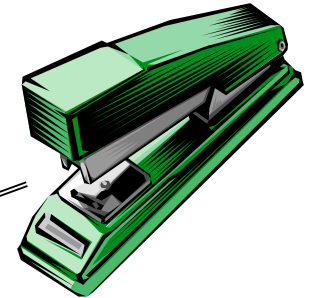
(4) 申請書類を送付により提出する場合の注意事項

- ① 申請者は、契約第1課に(1)①～⑤⑦の提出書類及び(1)⑥の受理通知用ハガキ(63円切手を貼ったもの)を簡易書留郵便等の配達記録が残るもので送付して下さい。
- ② 契約第1課において申請書類を受理し、必要書類が揃っていることが確認できましたら、受理通知を発送します。
- ③ 申請書類の記載内容に不備、誤記等があるときは、契約第1課から申請内容について問い合わせをします。この場合は、所定の期間内に契約第1課に修正した申請書類を送付してください。この期間内に修正ができない場合は、資格審査が遅れることとなりますので、ご注意ください。
- ④ 定期受付にて申請された場合、2021年2月15日(月)を過ぎても受理通知又は問い合わせ等の連絡がない場合は、契約第1課（第1 1(2)）までお問い合わせください。

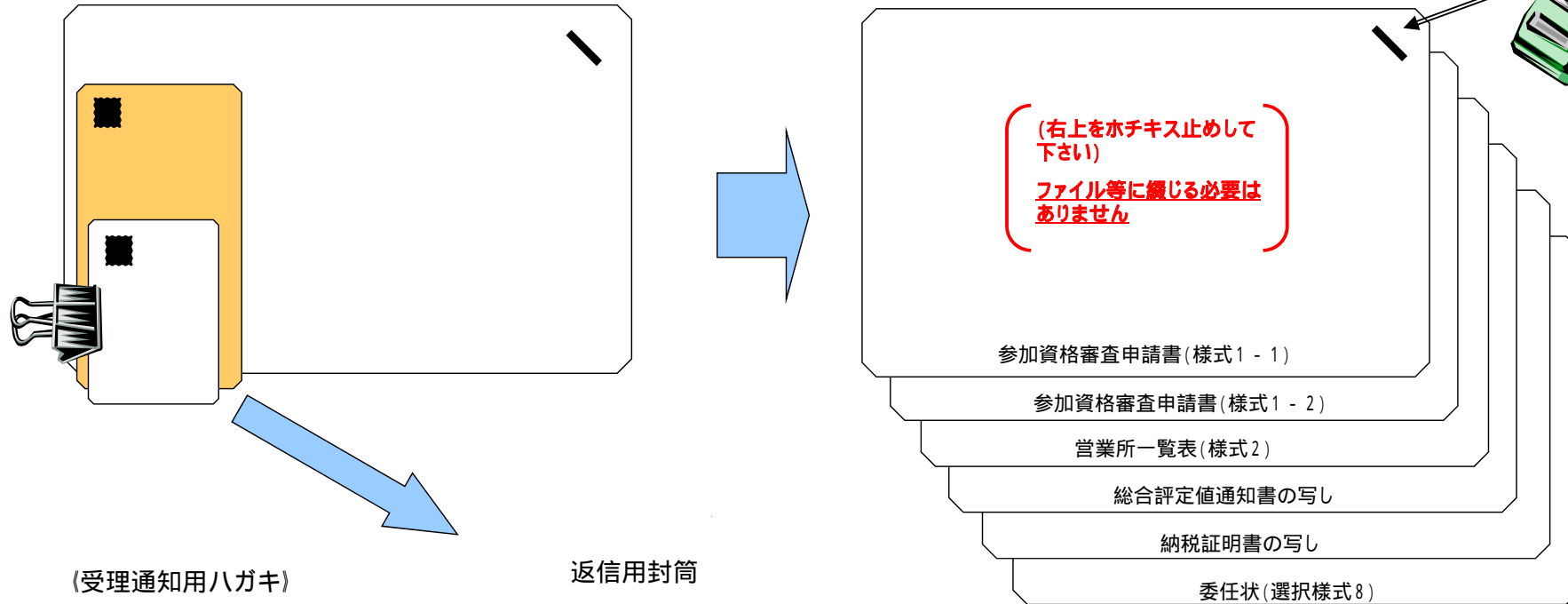
(5) 記入例

様式は全府省統一様式を使用していますが、記入方法は他府省と異なる場合がありますので、作成に当たっては、記入例、注釈などにご留意下さい。

# 一般競争（指名競争）資格審査申請書（建設工事）の提出方法 （2021・22年度）

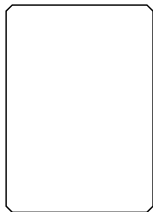


申請書類は、次のとおりです。それぞれ次の要領で作成の上、提出してください。

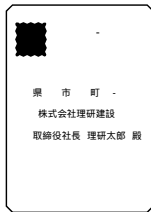


《受理通知用ハガキ》

(裏)

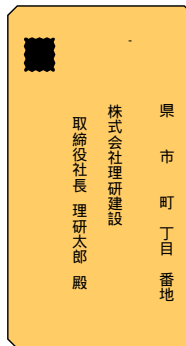


(表)



返信用封筒

《認定通知書送付用》



・受領書として使用します。

・63円切手を貼って下さい。

・表に申請者の住所、社名、代表者氏名を記入して下さい。

・84円切手を貼って下さい

・表に申請者の住所、社名、代表者氏名を記入して下さい。

・裏には大臣又は知事許可の区分及び建設業許可番号を記入して下さい。

共通事項

- 申請書は、黒のボールペン又は万年筆等で一字一字鮮明に記入してください。
- フリガナの欄はカタカナで記入してください。また、濁点及び半濁点は1文字として記入してください。
- 住所の「丁目」、「番地」及び電話番号・FAX番号での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「-（ハイフン）」で区切り記入してください。
- 08から14までの欄は、左詰めで記入して下さい。

提出年月日を記入してください。

「04 建設業許可番号」について許可を受けている建設業の許可番号（8桁）を記入してください。

官公需適格証明を受けている事業協同組合で、特例計算を希望する場合に記入して下さい。

「06 適格組合証明」について経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記入してください。

様式1-1 (用紙A4)

01 1:新規 2:更新	02 受付番号	03 業者コード	04 建設業許可番号 1 2 - 3 4 5 6 7 8	申請者 05 の規模	06 適格組合証明 第	年 月 日	号
-----------------	---------	----------	---------------------------------	---------------	----------------	-------	---

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)

2021・22年度において、国立研究開発法人理化学研究所で行われる建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

特例計算を希望します。  
建築一式工事  
管工事

2021年 5月 7日  
国立研究開発法人理化学研究所 契約業務部長 殿

07 本社(店)郵便番号 3 5 1 - 0 1 9 8

フリガナ  
08 本社(店)住所 埼 玉 県 和 光 市 広 沢 2 - 1

フリガナ  
09 商号又は名称 (株) 理 研 建 設

10 役職 代 表 取 締 役

「10 代表者氏名」「11 担当者氏名」について姓と名前との間は1文字あけて記入してください。(フリガナも同じ)

フリガナ  
代表者氏名 理 研 太 郎

フリガナ  
11 担当者氏名 理 研 次 郎

12 本社(店)電話番号 0 4 8 - 4 6 2 1 1 1 1

13 担当者電話番号 0 4 8 - 4 6 2 1 1 1 1  
(内線番号 3 6 0 5)

14 本社(店)FAX番号 0 4 8 - 4 6 2 4 6 3 2

15 電子入札用ICカードの登録番号

16 メールアドレス(任意) z i r o u . r i k e n @ s a m p l e . a a a

「09 商号又は名称」について株式会社等法人の種類を表す文字については下表の略号を用いて記入してください。(フリガナは記入しないでください。)

種類	株式	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	財団	社団	合同会社	有限責任事業組合
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(財)	(社)	(合)	(責)

種類	経常建設	一般財団	一般社団	公益財団	公益社団	特例財団	特例社団
略号	(共)	(一財)	(一社)	(公財)	(公社)	(特財)	(特社)

(17 代理申請時使用欄)  
17 申請代理人 申請代理人郵便番号  
申請代理人住所  
申請代理人氏名

申請代理人電話番号

18 外資状況

1 外国籍会社 [ 国名: ]	2 日本国籍会社 [ 国名: ] (外資比率: 100%)	3 日本国籍会社 [ 国名: ] [ 国名: ] (外資比率: %)
--------------------	-------------------------------------	--

欄については、記載しないこと(以下同じ)。

「19 営業年数」について総合評価値通知書に記載されている営業年数を右詰めで転記してください。

19 営業年数 1 5 年

20 総職員数(人) 1 1 0

「17 申請代理人」について行政書士が代理申請する場合に記入してください。その際、押印については本欄に押印すれば、「10 代表者氏名」欄への押印は不要です(委任状の受任者欄に押印した印と同一のものを使用してください)。なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は本欄への記入は不要です。

「18 外資状況」について外資系企業の場合のみ記入してください。(100%日本資本の日本国籍会社は記入の必要がありません。)会社区分番号(1,2,3のいずれか)に印を付け、[ ]内には外国名を、( )内に当該国の資本の比率をそれぞれ記入してください。なお、「2 日本国籍会社(比率100%)」とは、100%外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは、一部外国資本の会社をそれぞれいいます。

「20 総職員数」について審査基準日時点のものを記載する。なお、審査基準日における、雇用期間を特に限定することなく雇用された者(建設業以外の事業に従事する者を含む。)に、法人にあっては取締役又はこれらに準ずる者で常勤のもの数を、個人にあってはその者又はその支配人で常勤のもの数を加えた数を記載してください。



様式1-2

受付番号		業者コード																
21	競争参加資格区分	年間平均完成工事高															合計	
		申請を希望する部局																
		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15		
		01	土木一式															
		02	建築一式															
		03	大工															
		04	左官															
		05	とび・土工・コンクリート															
		06	石															
		07	屋根															
		08	電気															
		09	管															
		10	タイル・れんが・ブロック															
		11	鋼構造物															
		12	鉄筋															
		13	ほ装															
		14	しゅんせつ															
		15	板金															
		16	ガラス															
		17	塗装															
		18	防水															
		19	内装仕上															
		20	機械器具設置															
		21	熱絶縁															
		22	電気通信															
		23	造園															
		24	さく井															
		25	建具															
		26	水道施設															
		27	消防施設															
28	清掃施設																	
29	解体工事																	
	その他																	
	合計																	

(注) 完成工事高については、消費税を含まない金額を記載すること。

登録を希望する工種の工種番号に印を付けてください。  
 (ただし、総合評価値(P点)のあるものに限ります。)  
 記入例は、「建築一式」、「電気」、「管」を希望工種とする場合です。



経営規模等評価結果通知書  
総合評定値通知書

有効期間は1年7ヶ月です。  
最新のものを提出してください。

総合評定値を申請していない工  
事の種類の、資格の認定をする  
ことができません。

許可 号  
年 月 日  
審査基準日  
電 話 番 号  
資 本 金 額  
完成工事高 / 売上高 (%)  
行 政 庁 記 入 欄

経営規模等評価の結果  
総合評定値 を通知します。

年 月 日

雇用保険、健康保険及び厚生年  
金保険の加入の有無が、「加入」  
又は「適用除外」となっていること。

許可区分	建設工事の種類	総合評定値 (P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数						
			年平均	評点 (X1)	元請完成工事高		技術職員数				評点 (Z)
					年平均	一級 (講習受講)	基幹	二級	その他		
	土木一式										
	プレストレストコンクリート構造物										
	建築一式										
	大工										
	左官										
	とび・土工・コンクリート										
	法面処理										
	石										
	屋根										
	電気										
	管										
	タイル・れんが・ブロック										
	鋼構造物										
	鋼橋上										
	鉄筋										
	ほ										
	しゅんせつ										
	板金										
	ガラス										
	塗装										
	防水										
	内装仕上										
	機械器具設置										
	熱絶縁										
	電気通信										
	造園										
	さく井										
	建具										
	水道施設										
	消防施設										
	清掃施設										
	解体										
	その他										
	合計										

自己資本額及び利益額	数値	点数
自己資本額 X		
利益額		
評点 (X1)		
その他の審査項目(社会性等)	数値等	点数
雇用保険加入の有無		
健康保険加入の有無		
厚生年金保険加入の有無		
建設業退職金共済制度加入の有無		
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無		
法定外労働災害補償制度加入の有無		
労働福祉の状況		
営業年数	年	
民事再生法又は会社更生法の適用の有無		
建設業の営業継続の状況		
防災協定の締結の有無		
防災活動への貢献の状況		
営業停止処分の有無		
指示処分の有無		
法令遵守の状況		
監査の受審状況		
公認会計士等の数		
二級登録経理試験合格者の数		
建設業の経理の状況		
研究開発費		
研究開発の状況		
建設機械の所有及びリース台数	台	
建設機械の保有状況		
ISO9001の登録の有無		
ISO14001の登録の有無		
国際標準化機構が定めた規格による登録の状況		
若手技術職員の継続的な育成及び確保		
新規若年技術職員の育成及び確保		
若年の技術者及び技術労働者の育成及び確保の状況		
評点 (W)		

(参考)

科目	決算	科目	決算	経営状況	決算	経営状況	決算
固定資産		売上金		純支払利息比率		自己資本対固定資産比率	
流動負債		売上総利益		負債回転期間		自己資本比率	
固定負債		受取利息配当金		総資本売上総利益率		営業キャッシュフロー	
利益剰余金		支払利息		売上高経常利益率		利益剰余金	
自己資本		経常利益				評点 (Y)	
総資本(当期)		営業キャッシュフロー(当期)					
総資本(前期)		営業キャッシュフロー(前期)					

[金額単位：千円]

## 法人の場合

国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3の3）

（「法人税と消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明）

### 納 税 証 明 書

（その3の3・「法人税」及び「消費税及地方消費税」  
について未納税額の無い証明用）

住 所（納税地）

氏 名（名称）

代表者氏名

- 1 法人税について未納の税額はありません。
- 2 消費税及び地方消費税について未納の税額はありません。

以 下 余 白

第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

税務署長  
財務事務官

印

## 個人の場合

### 国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3の2）

（「申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税」について  
未納の税額のないことの証明）

#### 納 税 証 明 書

（その3の2・「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」  
について未納税額の無い証明用）

住 所（納税地）

氏 名（名称）

- 1 申告所得税及び復興特別所得税について未納の税額はありません。
- 2 消費税及び地方消費税について未納の税額はありません。

以 下 余 白

第 号

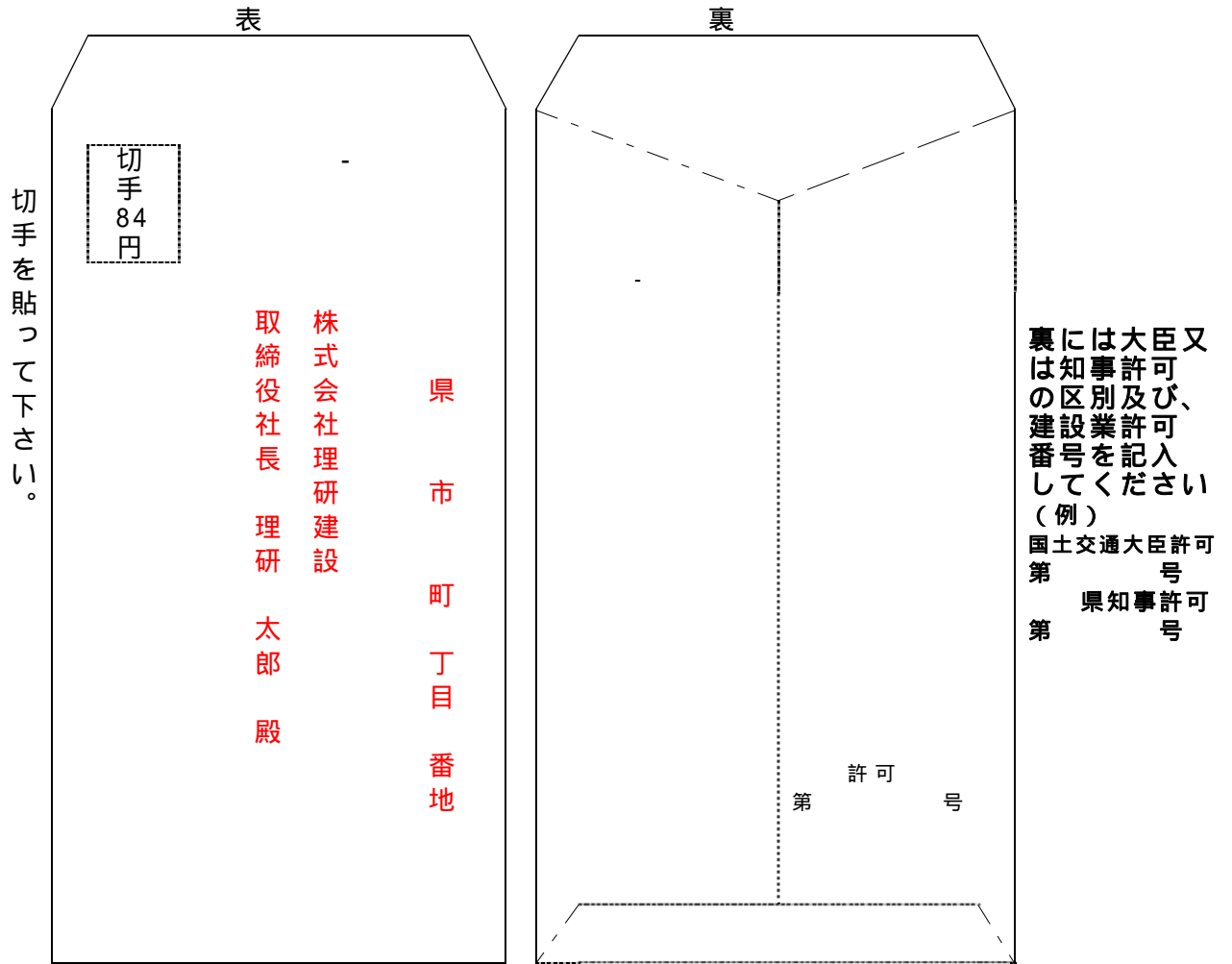
上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

税務署長  
財務事務官

印

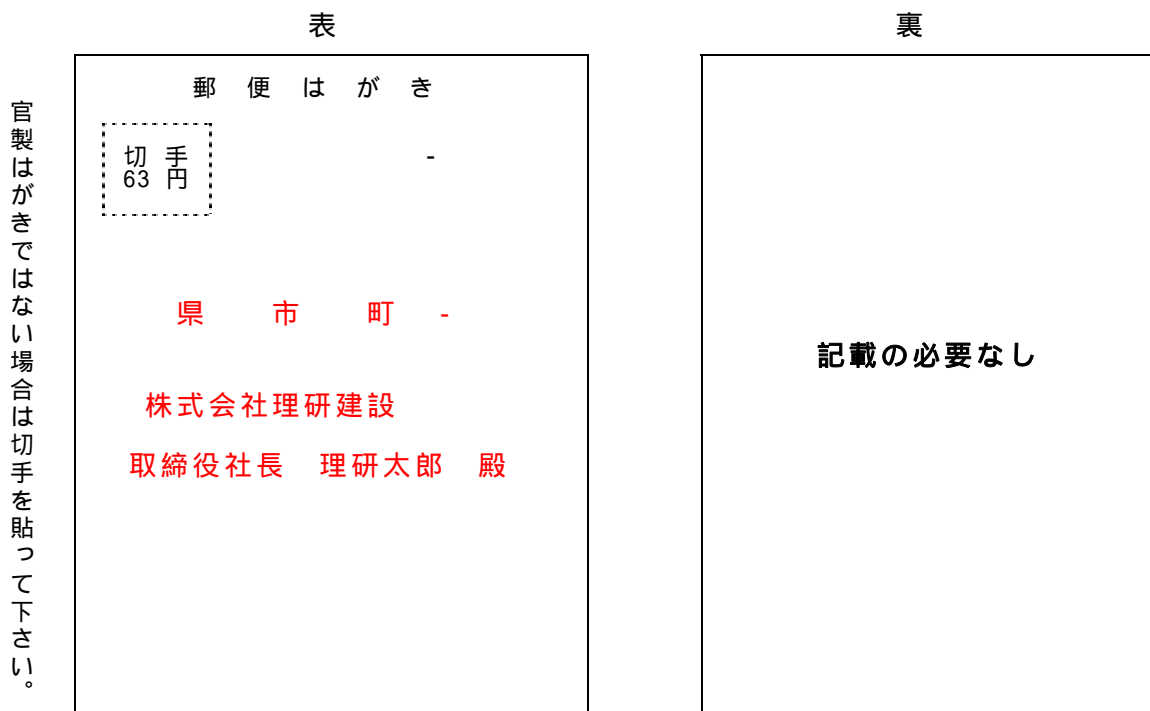
## 認定通知書送付用封筒記載例



< 長形 3号封筒 >

## 受理通知用八ガキ記載例

送付の場合にのみ提出



## 選択様式 8

### 【委任状の条件】

委任状の日付が申請日から3か月以内のもの。

委任の範囲が具体的に記載してあること。

受任者が行政書士の場合には、行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）の記載があること。

委任社・受任者の氏名、住所の記載及び押印があること。（受任者欄に押印した印と同一のものを申請書（様式1-1）の申請代理人欄に押印してください。）

受理通知、認定通知書の受領についても委任する場合は、委任事項にその旨を記載すること。

### （委任状の例）

<b>委 任 状</b>	
受 任 者	
住 所	
登録番号	
氏 名	○ 印
私は上記の者を代理人と定め、国立研究開発法人理化学研究所の一般競争(指名競争)参加資格審査の申請について次の権限を委任します。	
委任事項	
1 . 申請書類の作成	
1 . 申請代理	
1 . 記載事項の訂正	
年 月 日	
委 任 者	
住 所	
商号又は名称	
代表者氏名	○ 印

「委任の日付」も必ず記入すること。

(適用除外誓約書の例)

		年	月	日
国立研究開発法人理化学研究所				
契約業務部長 殿				
		申請者		
		商号又は名所		印
		代表者役職・氏名		
別紙の理由により、当社は、 保険法第 条に規定する届出の義務を有する者には該当しません。				
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、 当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。				
以上のことについて、誓約します。				

		(別紙)	
(健康保険・厚生年金保険)			
従業員5人未満の個人事業所であるため。			
従業員5人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。			
その他の理由			
<div style="border: 1px solid black; height: 50px;"></div>			
('その他の理由'を選択した場合)			
年		月	日、関係機関 ( 年金事務所 課) に問い合わせを行い判断しました。
(雇用保険)			
役員のための法人であるため。			
使用する労働者の全てが65歳に達した日以後において新たに雇用した者であるため。			
その他の理由			
<div style="border: 1px solid black; height: 50px;"></div>			
('その他の理由'を選択した場合)			
年		月	日、関係機関 (ハローワーク 課) に問い合わせを行い判断しました。



## 2 事業協同組合（第2 3を除く）、協業組合の場合

- (1) 提出書類
- (2) 提出部数
- (3) 申請書類提出上の注意事項
- (4) 申請書類を郵送により提出する場合の注意事項
- (5) 記入例

前記第2 1（P.4、5）と同様  
ですので参照してください。

## 3 事業協同組合で官公需適格組合証明を受けている組合の場合

中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第3条の規定による許可を受け、かつ経済産業局長又は沖縄総合事務局長の官公需適格組合の証明を受けている組合については、事業協同組合自体の経営の内容等のほか、組合を構成する組合員（以下「審査対象者」という。）の経営内容も考慮した審査（特例計算）を希望することができます。ただし、審査対象者を指定しない場合はこの限りではありません。

審査対象者は、当該組合の理事又は当該組合の理事が役員となっている法人であることとし、工事種別毎に10社まで申請することができます。

### (1) 提出書類

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）「様式1-1」及び「様式1-2」（P.7、8参照）

「様式1-1」について、「06 適格組合証明欄」には、官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を、「19 営業年数欄」には、各構成員の平均年数を記入してください。また、「06 適格組合証明欄」の下の余白部分に特例計算を希望する旨（例えば「特例計算を希望します。」）及びその希望工事種別を朱書して下さい。

営業所一覧表「様式2」（P.9参照）

総合評定値通知書の写し（P.10参照）

【複写機等により複写された鮮明なもの】

【事業協同組合自体及び審査対象者それぞれのもの】

【現時点で最新のもの（総合評定値通知書の有効期限は1年7か月）】

2018年10月30日以降を審査基準日とするもので、かつ、2018年10月30日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知書（総合評定通知書）が複数ある場合は、そのうち最新のもの。

さらに、総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入の状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類を併せて提出すること。（P.4参照）

納税証明書の写し（P.11～12参照）

【事業協同組合自体及び審査対象者それぞれのもの】

【申請日以前の3か月以内に発行された法人税（法人の場合）又は申告所得税及び復興特別所得税（個人の場合）、消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの税務官署が発行する証明書をいう。】

審査対象者の住所、電話番号、商号又は名称並びに代表者及び役員の氏名を記載した書面 「任意様式（A4版）」

役員名簿 「任意様式（A4版）」

組合員名簿 「任意様式（A4版）」

官公需適格組合証明書の写し

認定通知書送付用封筒（長形3号）（P.14参照）

【84円切手を貼り、表面に申請者の住所、商号又は名称、代表者名を記入したもの】

受理通知用ハガキ（郵送の場合のみ）（P.13参照）

【63 円切手を貼り、表面に申請者の住所、商号又は名称、代表者名を記入したもの】

**委任状「選択様式 8」** ( P . 14 参照 )

【行政書士が代理申請をする場合には、申請者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状を作成して提出する。( 正本を提出すること。 ) なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は、委任状は不要です。】

- (2) 提出部数
- (3) 申請書類提出上の注意事項
- (4) 申請書類を郵送により提出する場合の注意事項
- (5) 記入例

前記第 2 1 ( P . 4、5 ) と同様  
ですので参照してください。

## 4 経常建設共同企業体の場合

### (1) 提出書類

**一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)「様式1-1」及び「様式1-2」**  
( P . 7、8 参照 )

「様式 1 - 1 」について、「19 営業年数欄」には、各構成員の平均年数を記入してください。

**営業所一覧表「様式 2」** ( P . 9 参照 )

**総合評定値通知書の写し** ( P . 10 参照 )

【複写機等により複写された鮮明なもの】

【構成員それぞれのもの】

【現時点で最新のもの(総合評定値通知書の有効期限は1年7か月)】

2018 年 10 月 30 日以降を審査基準日とするもので、かつ、2018 年 10 月 30 日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知書(総合評定通知書)が複数ある場合は、そのうち最新のもの。

さらに、総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入の状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類を併せて提出すること。( P . 4 参照 )

**納税証明書の写し** ( P . 11 ~ 12 参照 )

【構成員それぞれのもの】

【申請日以前の 3 カ月以内に発行された法人税(法人の場合)又は申告所得税及び復興特別所得税(個人の場合)、消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの税務官署が発行する証明書をいう。】

**認定通知書送付用封筒(長形 3 号)** ( P . 14 参照 )

【84 円切手を貼り、表面に申請者の住所、商号又は名称、代表者名を記入したもの】

**受理通知用ハガキ(郵送の場合のみ)** ( P . 13 参照 )

【63 円切手を貼り、表面に申請者の住所、商号又は名称、代表者名を記入したもの】

**経常建設共同企業体協定書(別紙様式 3)の写し** ( P . 18 参照 )

【複写機等により複写された鮮明なもの】

**委任状「別紙様式 4」** ( P . 22 参照 )

**誓約書「別紙様式 5」** ( P . 23 参照 )

**委任状「選択様式 8」** ( P . 14 参照 )

【行政書士が代理申請をする場合には、申請者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状を作成して提出する。( 正本を提出すること。 ) なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は、委任状は不要です。】

**合併計画を明らかにした書面「任意様式(A4版)」** ( P . 24 参照 )

【加算措置を希望する場合に提出する】

【次期の定期の競争参加資格の認定日までに合併契約を締結する旨が記載された書面で、構成員の会社及び代表社名を記載したものに代表社印を押印した書面】

- (2) 提出部数
- (3) 申請書類提出上の注意事項
- (4) 申請書類を郵送により提出する場合の注意事項
- (5) 記入例

前記第2-1(P.4、5)と同様  
ですので参照してください。

(6) 申請に当たっての注意事項

ア．同一工事種別内での単体企業と当該企業を構成員とする経常建設共同企業体との同時登録は出来ません。

イ．加算調整措置については、合併計画を明らかにした書面（次期の定期の競争参加資格の認定日までに合併契約を締結する旨が記載されたもの）を提出した場合に限り、有資格業者として認定を受けた日から2021・22年度の競争参加資格の有効期限までの間、10%の加算を行います。

ただし、2019・20年度の資格審査において加算調整の適用を受けた経常建設共同企業体で合併締結をしていない場合は、2021・22年度以降の加算措置は認められません。

また、今回加算調整措置が認められても、次期の定期の競争参加資格の認定日までに合併契約を締結していない場合には、次期以降の競争参加資格の認定において加算調整は行いません。

加算調整措置を受けた経常建設共同企業体の構成員が、次期の定期の競争参加資格の認定の時より前に解散した場合等により、組合せを変更し新たな経常建設共同企業体を申請してきた場合には、当該経常建設共同企業体に対しては、競争参加資格の認定において、10%の加算は行わないものとします。

ただし、2社により構成される経常建設共同企業体のうち、1社が倒産した場合等やむを得ないと認められる場合により解散した場合は除きます。

経常建設共同企業体協定書

(設置)

第1条 本共同企業体は、共同出資し、建設事業を共同連帯して営むため共同企業体を設置する。

(名称)

第2条 本共同企業体は、  
経常建設共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 企業体は、事務所を 都道府県 区市郡 町村 番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 企業体は、  
年 月 日に成立し、その存続期間は競争参加資格の有効期間の末日までの間とする。ただし、建設工事の請負契約の履行後3か月を経過する日が競争参加資格の有効期間の末日を越える場合、又は競争参加資格の有効期間の末日を越える日を期限とする工事の請負契約をした場合には、それぞれ請負契約の履行後3か月を経過する日まで存続するものとする。

2 完成期限が延長される場合には、その建設工事の請負契約の履行後3か月を経過する日まで存続するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 企業体の構成員は、次のとおりとする。  
都道府県 区市郡 町村 番地  
建設株式会社  
都道府県 区市郡 町村 番地  
建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 企業体は、  
建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 企業体の各構成員の出資の割合は、均等割の10分の6を下らない範囲において定めるものとし、契約締結の際その割合を定め、別紙様式により発注者に提出するものとする。

2 前項の出資には金銭以外のもの(機械器具、労働力、その他金銭に換算し得るもの)を含むものとし当該出資は、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して定める額とする。

(運営委員会)

第9条 企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の

実施の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

2 運営委員会規程は、別に定めるものとする。

3 運営委員会規定は、第1項のほか次の事項について定めるものとする。

- (1) 構成員及び運営方法に関すること。
- (2) 議事録の作成及び配布に関すること。
- (3) 事務局に関すること。
- (4) 工事完成後のかし担保責任の分担に関すること。
- (5) 現場代理人、監理技術者又は主任技術者の選定に関すること。
- (6) 紛争処理に関すること。
- (7) その他必要事項。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の入札、請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 企業体の取引金融機関は、銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 企業体は、工事完成のつど当該工事について合同計算により決算するものとする。

2 企業体に関する経理については、帳簿をそなえるものとする。

(利益金の配当)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ本企業が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 工事途中において構成員のうち前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるとき、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合

に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。  
(構成員の除名)

第16条の2 企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうち、いずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

建設株式会社外 社は上記のとおり 経常建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

所在地

建設株式会社

代表取締役

印

所在地

建設株式会社

代表取締役

印

委 任 状

私は、 経常建設共同企業体の代表者 に下記の権限を委任します。

記

- 1 経常建設共同企業体の一般競争（指名競争）参加資格審査申請の手続きに関する件
- 2 当経常建設共同企業体に対する一切の文書受領に関する件
- 3 入札及び見積に関する一切の件

年 月 日

国立研究開発法人理化学研究所 契約業務部長 殿

委任者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 印

委任者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 印

受任者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 印

誓 約 書

私共は、 經常建設共同企業体に係る建設工事の監理技術者となることができる者又は国家資格を有する者で主任技術者となることができる者をそれぞれ工事現場毎に専任(ただし、工事1件の請負代金の額が、建設業法施行令第27条第1項で定める金額の3倍未満であり、いずれかの構成員が監理技術者となることができる者又は国家資格を有する者で主任技術者となることができる者が存し、工事施工に当たって、工事現場毎に専任で配置することができる場合においては、他の構成員は、監理技術者となることができる者又は国家資格を有する者で主任技術者となることができる者を工事現場毎に専任又は兼任)で配置することができることを誓約します。

年 月 日

国立研究開発法人理化学研究所 契約業務部長 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 印

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 印

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 印



[ 合併計画を明らかにした書面の記載例 ]

年 月 日

国立研究開発法人理化学研究所 契約業務部長 殿

株式会社  
代表取締役 印  
株式会社  
代表取締役 印

### 合併の計画について

下記のとおり合併する計画をしておりますので、お知らせします。

#### 記

- 1 合併の方法  
( 合併形態、存続及び消滅会社名等を記載 )
- 2 合併の目的・理由
- 3 合併の計画  
( 内容及び合併契約締結予定日等を記載 )

## 5 その他

下記の(1)～(4)に該当する場合若しくは、認定後に該当することとなった場合及び(5)に該当することとなった場合は、契約第1課(P.2参照)までお問い合わせ下さい。

### (1) 合併等により設立された会社として申請を行なう場合

合併により新たに設立された会社等で、下記 ア及びイに該当する場合には、合併又は営業譲受等の日から合併等期間算定基準日(定期の一般競争参加資格審査の申請をする年の前年の10月1日。2021・22年度の申請の場合は、2020年10月1日となります。)までの期間が3年未満である場合には15%、3年以上5年未満である場合には10%の加算を行います。

合併により新たに設立された会社等とは、次のアからオまでに掲げる会社等をいいます。

ア．合併により新たに会社が設立された場合における新設会社(以下「合併新設会社」という。)又は合併によりその一方が存続した場合における存続会社(以下「合併存続会社」という。)

イ．親会社がその営業(建設業)の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

ウ．新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業(建設業)の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社(以下「承継譲渡会社」という。)の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社(以下「承継譲受会社」という。)

エ．既存の建設業者が他の建設業者から営業(建設業)の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者

オ．営業(建設業)の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割(以下「分割」という。)を行った会社(以下「分割会社」という。)の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社(以下「分割承継会社」という。)

### 加算調整措置の要件

ア．文部科学省の有資格業者との間の合併による新設会社又は合併存続会社並びに営業(建設業)の全部を譲受けた場合等で合併と同等とみなし得る子会社、承継譲受会社又は譲受会社である場合

イ．合併前の合併当事会社並びに営業譲受等の前の親会社と子会社、承継譲渡会社と承継譲受会社又は譲渡業者と譲受業者が同一職種において、同一の等級又は直近の等級に認定されている場合若しくはこれと同等と認められる場合

### (2) グループ経営事項審査結果に基づき申請を行なう場合

### (3) 持株会社経営事項審査結果に基づき申請を行なう場合

### (4) 大手連携型建設共同企業体として申請を行なう場合

### (5) 会社更生法又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた場合

## 第3 申請した事項の変更等の届出

理研での認定を受けた後、次の場合に該当するときは、「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届」により、速やかに契約第1課に変更等の届出をしてください。その際、変更内容には必ずフリガナを記入してください。

なお、履行中の契約がある場合には、各担当部署にも変更の事実を通知（様式適宜）してください。

また、変更届の様式については次頁を参考に作成してください。

### 1 変更事項

- (1) 法人等が合併、破産又はそれ以外の事由によって解散したとき。
- (2) 本社（店）の住所、電話番号を変更したとき。
- (3) 商号又は名称を変更したとき。
- (4) 代表者の交代あるいは代表者の役職を変更したとき。
- (5) 認定された工事種別に係る建設業について廃業したとき。
- (6) 営業所を新設又は廃止したとき。
- (7) 建設業の許可内容を変更したとき。  
例1：国土交通大臣許可から都道府県知事許可に変更したとき。  
例2：許可区分（一般から特定）の変更があったとき。  
5年に一度の定期更新（変更を伴わない更新）の場合は、届出の必要はありません。
- (8) 建設業法第3条の規定による許可の全部又は一部に該当しなくなったとき。

### 2 変更事項に係る添付書類

- (1) 法人の商号又は名称、代表者名、本店の住所を変更した場合は登記事項証明書の写しを添付してください。
- (2) 個人の住所の変更については、住民票の写し、個人の氏名の変更については、戸籍の謄本又は抄本の写し等を添付してください。
- (3) 建設業許可の内容を変更した場合は、許可内容を証明する書類の写しを添付してください。（営業所を新設等した場合も含む。）

官公署から発行された証明書類の写しについては、原則として変更届日から3カ月以内に発行されたものに限りま。

#### 工事種別の追加の場合

変更届での提出ではなく、新たに追加を希望する工事種別についてのみ「第2 提出書類及び記入例等」（P.4～）を参考に新規に申請してください。

なお、提出を行う際には、「様式1-1 一般競争（指名競争）資格審査申請書（建設工事）」の右上空欄に赤字で「工事追加」と記入してください。

## 一般競争(指名競争)参加資格申請書変更届 (建設工事)

提出年月日を記入してください。

2021年 5月 10日

国立研究開発法人理化学研究所 契約業務部長 殿

記入する必要はありません。

登録部局名※  
 登録工事種別名※  
 資格認定通知書の  
 認定年月日・業者コード  
 住所  
 商号又は名称  
 代表者氏名

2021年 5月 1日  
 第 0000 号

〒305-0074 茨城県つくば市高野台3-1-1  
 (株)理化学建設 00-000000  
 理研 次郎 印

- 1 認定月日には認定通知書の日付を記入してください。  
 2 番号は受付番号(認定通知書右上の数字)を記入してください。

下記のとおり変更があったので届出をします。

記

変更届の申請日ではなく、  
変更事実のあった日を記入  
してください。

建設業許可番号を記入  
してください。

### 1. 変更内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者の変更	リケン タロウ 理研 太郎	リケン ジロウ 理研 次郎	2021年5月1日
商号の変更	リケンケンセツ (株)理研建設	リカガクケンセツ (株)理化学建設	2021年5月1日
住所の変更	〒351-0198 サイタマケンワコウシヒロサワ 埼玉県和光市広沢2-1	〒305-0074 イバラキケンツクバシコウヤダイ 茨城県つくば市高野台3-1-1	2021年5月1日

### 2. 変更事項にかかる添付書類名 登記事項証明書の写し

変更届を行政書士等が作成した場合は、欄外の  
余白部分に記名押印願います。

記入例は、代表者、商号及び住所の変更の場合です。  
 代表者、住所及び商号等の変更内容については、必ずフリガナを記入願います。

### 記載要領

- 1 本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること
- 2 ※欄については、記載する必要はありません。

## **第4 資格審査申請の随時受付について**

定期受付期間（2021年1月4日～2021年1月31日）を過ぎた場合でも、随時に受付業務を行います。

### **1 申請書類の提出先**

申請書類は下記の宛先に郵送により提出してください。

国立研究開発法人理化学研究所

契約業務部契約第1課

〒351-0198 埼玉県和光市広沢2 - 1

電話 048-467-9566

### **2 提出書類**

定期受付と同様（P.2、3参照）

### **3 競争参加資格の有効期間**

資格の認定があった日から2023年3月31日まで。